法人キャッシュカード規定

1.(カードの利用)

(1)　普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含む。以下「預金」という。）について発行した法人キャッシュカード(以下「カード」という。)は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。ただし、カードによっては利用できない場合があります。

①　当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」という。）を使用して預金に預入れをする場合。

②　当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して預金の払戻しをする場合。

③　当組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。

④　その他当組合が定めた取引を行う場合。

⑵　カードは当組合の所定の時間帯にかぎり利用することができます。

2.(預金機による預金の預入れ)

(1)　預金機を使用して預金に預入れるときは、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

⑵　預金機による預入れは、預金機の機種により当組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

3.(支払機による預金の払戻し)

(1)　支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

⑵　支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの払戻しについて当組合が代表者から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。

⑶　支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4.(振込機による振込)

(1)　振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

⑵　前記第1項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの振込について当組合が代表者から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。

⑶　振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

5.(自動機利用手数料)

(1)　預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当組合所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。

⑵　支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。

⑶　自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

⑷　振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

6.(複数のカード発行)

同一の預金口座について複数のカード発行は行いません。

7.(預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

(1)　停電、故障等により預金機による取扱いができないと

きは、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。

⑵　停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。

⑶　前記第１項、第２項による預入れまたは払戻しをする場合には、当組合所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、または当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者、金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。

⑷　停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記第2項、第3項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

8.(カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の預金機、支払機、振込機で使用された場合または当組合本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

9.(カード・暗証の管理等)

⑴　当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

⑵　カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

⑶　カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

10.(偽造カード等による払戻し等)

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当組合は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、このかぎりではありません。

11.(盗難カードによる払戻し等)

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当組合は責任を負いません。

12.(カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または法人名、代表者名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

13.(カードの再発行等)

⑴　カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

⑵　カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

14.(預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

15.(解約、カードの利用停止等)

⑴　預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当組合に返却してください。

⑵　カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

⑶　次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。

①　第１６条に定める規定に違反した場合。

②　預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合。

③　カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合。

④　入力された暗証番号が、当組合が定めた回数まで連続して相違した場合。

16.(譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17.(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、振込規定により取扱います。

以　上